

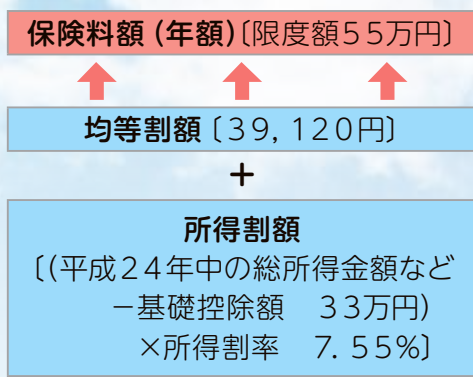
後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度の対象者（被保険者）のみなさんに平成25年度の保険料額の通知と8月からの保険証を送付します。お手元に届きましたら、内容を確認してください。
ここでは、保険料と保険証の概要についてお知らせします。

市民課保険年金係 ☎ 25)1148
後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6883

●**保険料額の通知**
7月中旬ごろ、被保険者一人一人に保険料額と納付方法を通知します。

●**保険料の計算方法**
保険料は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、そのかたの所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。



●**保険料の軽減措置**
【均等割の軽減】
基準日(※1)における同一世帯の被保険者および世帯主について、前年中の総所得金額など(※2)の合計が一定金額以下である場合、下の表のとおり均等割額が軽減されます。

※1 4月1日(4月2日以降に資格を取得したときは資格取得日)時点での世帯状況により判定します。

※2 前年12月末日の年齢が65歳以上のかたの年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除し計算します。

●**所得割額の軽減**
総所得金額などから、33万円を差し引いた額が58万円以下の場合、所得割額が5割軽減されます。

●**被用者保険(※3)の被扶養者であつたかたの軽減**
後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であつたかたは、均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

※3 協会けんぽや企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、国民健康保険組合および市町の国民健康保険は含まれません。

●**保険料の納付方法**
【特別徴収】
年金からの天引きにより納めていただきます。

※原則の納付方法
【普通徴収】
年金天引きの対象となる年金額が年18万円未満のかた、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えなかったは、普通徴収となり、納付書や口座振替により納めていただきます。

また、新たに被保険者とな

られたかた、転入・転出などをされたかたは、特別徴収が開始されるまでの一定期間は普通徴収となります。

●**保険料の減免・徴収猶予**
災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な場合(おおむね生活保護基準に準ずる程度の場合)は、申請を行うことで保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合があります。

●**被保険者証(保険証)の更新**
現在お持ちの被保険者証(若

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額などの合計	軽減割合	軽減後の額(年額)
33万円以下であつて被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)	9割	3,912円
33万円以下	8.5割	5,868円
33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円以下	5割	19,560円
33万円+被保険者数×35万円以下	2割	31,296円
上記以外	なし	39,120円

草色)は、有効期限が平成25年7月31日(水)までとなります。新しい被保険者証(ピンク色)は、7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合からご自宅へ簡易書留にて郵送されます。平成25年8月1日(木)以降はピンク色の被保険者証を使用してください。

●**限度額適用・標準負担額減額認定証の更新**
同一世帯全員が住民税非課税の場合、申請をすることにより認定証の交付を受けることができます。この認定証は、医療機関へ提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。ほか、入院の際の食事代などが減額されます。

現在交付している認定証は、有効期限が平成25年7月31日(水)となっています。8月からの認定証の交付を希望されるかたは市民課保険年金係または各連絡所にて申請してください。

※古い保険証などは、8月以降に市民課または各連絡所へ返却していただくか、ご自身で処分してください。

くわしくは、通知に同封のご案内をご覧ください。市民課保険年金係にお問い合わせください。